

令和8年7月17日

組合員・利用者の皆様へ

津軽みらい農業協同組合

代表理事組合長 奈良 寧

不祥事件にかかる調査結果のご報告

平素より当組合に対し格別なるご支援・ご協力を賜り心より厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年12月に発覚した不祥事件（現金の横領）を受け、本年4月20日に概要をご報告しておりましたが、3月から5月まで、当組合と利害関係のない弁護士等3名による特別調査委員会を開催し、本件の実態解明、発生原因および内部管理態勢等について調査分析してまいりました。結果として、余罪や類似案件も含めて、新たな不祥事案の指摘はございませんでしたが、内部管理態勢等の強化について提言をいただき、早急に実施しております。

つきましては、特別調査委員会の調査等の終了をもちまして、下記のとおり本件不祥事にかかる最終的なご報告とさせていただきます。

組合員をはじめ、当組合をご愛顧いただいております地域の方々ならびに関係の皆様方に、ご迷惑・ご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

今後、役職員一同、内部管理態勢等の強化に努め、業務に精励してまいりますので、変わらぬご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要（4/20公表内容から変更なし）

- (1) 発 生 店 平賀支店・石川支店
- (2) 当 事 者 40代 元臨時職員
- (3) 発生時期 令和6年10月～令和7年11月
- (4) 発 覚 日 令和7年12月20日
- (5) 事件の概要

支店窓口勤務していた元職員が、複数のお客様からお預かりした公金等や定期積金掛金の一部を、着服・流用したものです。

(6) 発覚の経緯

関係機関から顧客の公金収納についての問い合わせがあり、内部調査及び当事者からの聴取により発覚しました。

(7) 被害金額等

累計金額 19件 896,789円 顧客11名 （当事者から弁済済み）

(8) お客様への対応

被害に遭われたお客様に対しては、深くお詫び申し上げるとともに、経過・状況説明を行っております。

2. 関係機関への報告

事件発覚後、速やかに監督官庁・関係機関等に報告を行っております。

又、警察への相談も済ませております。

3. 関係者の処分

当事者については、令和7年12月30日付で懲戒解雇処分としております。

尚、当事者以外の関係職員の処分内容や、関係する役員の報酬の一部自主返納については、特別調査委員会において妥当との答申をいただいております、6月26日開催の定例理事会に報告をしております。

4. 今後の対応

今回の特別調査委員会の調査結果や再発防止に係る提言を厳粛に受け止め、再発防止策としてコンプライアンスの徹底や意識醸成、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、信頼回復のため役職員一同、誠心誠意取り組んでまいります。

以 上

津軽みらい農業協同組合 本店 リスク管理部リスク管理課 TEL 0172-40-0059
--